

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	20 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	15 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	22 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から平成 5 年 9 月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から平成 5 年 9 月まで

申立期間について、国民年金の定額保険料と付加保険料を合わせて A 市役所等で納付したが、定額保険料のみが納付済みとされ、付加保険料の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の定額保険料と付加保険料を合わせて納付したとしているところ、申立期間当時、申立人が居住していた A 市では、付加年金加入者に対しては、定額保険料と付加保険料の合計額を記載した納付書を発行していたと思われるとしている上、申立人の所持する国民年金手帳には、昭和 62 年 4 月に付加保険料納付の申出をした旨記載されている。

また、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間以外に 2 回、付加保険料納付の申出を行っており、その大部分の期間について、付加保険料を納付している。

さらに、オンライン記録によれば、申立人は、全ての国民年金加入期間について、定額保険料の未納は無く、納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 56 年 8 月から 61 年 3 月まで

私は昭和 56 年 5 月に会社を退職し同年 7 月に結婚した。その後、夫に勧められて A 市役所において国民年金に加入し、途中から付加年金にも加入した。保険料の納付については同年 8 月から第 3 号被保険者になる 61 年 4 月まで、市役所から送付された納付書により、付加保険料を含む国民年金保険料を金融機関で納付したはずである。

申立期間①の国民年金保険料及び申立期間②の付加保険料が未納となっていることに納得できない

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は A 市役所において国民年金に加入し、国民年金保険料の納付については、市役所から送付された納付書により納付したとしているところ、申立人は、任意加入被保険者として、昭和 56 年 8 月に被保険者資格を取得しており、その後 61 年 4 月に第 3 号被保険者として、切替手続が行われるまで被保険者資格を喪失していないことから、申立期間①の保険料は納付できる期間である。

また、申立期間①の前後の定額保険料は納付済みであり、3 か月と短期間である当該期間の定額保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 一方、申立期間②について、申立人は A 市役所において、途中から付加年金に加入し、付加保険料を含む国民年金保険料を金融機関で納付し

たはずであるとしている。しかしながら、申立人が所持する年金手帳には、付加年金に加入したことを示す表示、その加入年月日等の記載が見当たらない上、A市の申立人の国民年金被保険者台帳（旧台帳）には、申立人が付加年金に加入した記載は見当たらないことから、申立人が付加年金に加入した時期及び付加年金に加入した期間は不明である。

また、オンライン記録では申立期間②のうち昭和 59 年 3 月分の国民年金保険料 5,830 円が重複納付により 62 年 10 月 29 日に還付された記録になっているところ、この金額は、58 年度の定額保険料月額 5,830 円と同額であり、付加保険料は含まれていない。

さらに、申立人が申立期間②に居住した住所地は、A市、B区及びC市にまたがっており、これら3つのそれぞれの行政機関において、付加年金の記録管理が行われなかったとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間②の付加保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに付加保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から59年3月までの期間及び同年7月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年8月から59年3月まで
② 昭和59年7月から60年3月まで

私は、昭和54年8月に会社を退職後、A市役所において国民年金の加入手続を行った。保険料については、当時、生計を共にしていた母（故人）が家族の保険料と一緒に納付してくれていたはずである。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和57年4月から59年3月までの期間（24か月）について、申立人は、A市役所において国民年金の加入手続を行い、当時、生計を共にしていた母が家族の保険料と一緒に申立人の保険料を納付してくれたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、59年6月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①のうち、57年4月から59年3月までの期間は、遡って保険料を納付できる期間である。

また、申立人の保険料納付を行ったとするその母は、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳（旧台帳）によると、昭和36年2月に国民年金に任意加入した以降、47年4月から48年3月までの期間を除く国民年金加入期間の保険料を全て納付していることから、納付意識は高かったものと考えられる上、45年6月には、42年4月から45年3月までの保険料を遡って納付していることから、その母が、申立人の国民年金

手帳記号番号が払い出されたと推認される 59 年 6 月時点で、申立人の申立期間①のうち、57 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料を遡って納付した可能性は否定できず、24 か月間と比較的短期間である当該期間の保険料を遡って納付できなかつた特段の事情も見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、上記 1 と同様に主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、上記 1 のとおり昭和 59 年 6 月頃に払い出されたと推認され、このことからすると、申立期間②は保険料を納付できる期間である。

また、申立期間②前後の保険料は納付済みである上、申立人の保険料と一緒に納付したとするその母の当該期間の保険料は納付済みであり、9 か月と短期間である申立期間②の保険料を納付できなかつた特段の事情は見当たらない。

3 一方、申立期間①のうち、昭和 54 年 8 月から 57 年 3 月までの期間（32 か月）について、申立人の国民年金手帳記号番号は、上記 1 のとおり 59 年 6 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 その他の事情を含めて、総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 4 月から 59 年 3 月までの期間及び同年 7 月から 60 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から42年3月まで

私(申立人の妻)は、夫(申立人)の国民年金の加入手続を夫婦一緒に行った覚えは無いが、申立期間の国民年金保険料は、夫が生前に定期的又はまとめて納付したはずである。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人の申立期間の国民年金保険料は、申立人自身が納付していたはずであるとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和40年3月頃に夫婦連番で払い出されたと推認され、このことから、申立人は当該記号番号が払い出された時期に国民年金に加入したと考えられ、申立期間は保険料を納付できた期間である。

また、申立人は国民年金保険料を納付するために自ら加入したと考えられ、国民年金に加入した時期から納付できる申立期間の保険料が納付されていないのは不自然である。

さらに、申立人は申立期間以降に国民年金保険料の未納は無く、申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から42年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から42年9月まで

私は、平成19年頃にA社会保険事務所(当時)のB年金相談センターに出向き納付記録の内容について相談したところ、未納期間があることを知った。申立期間の国民年金保険料については、当時親に勧められ、私自身がC区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、実家に集金人が来ていたので、私又は母がその集金人に納付したと記憶している。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、近くに住んでいたその母の家に来ていた集金人に、申立人又はその母が国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和40年3月頃に夫婦連番で払い出されたと推認され、このことから、申立期間は保険料を納付できた期間である。

また、申立人が申立期間の始期を昭和40年1月からとしていることについて、申立人は保管している一部期間の家計簿の同年3月19日に「国民保険(3月分)300円」と記載があったことからとしており、このことは、上述の申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期及びその時点で納付すべき定額保険料と一致することから、申立人の主張に不自然さは見られない。

さらに、申立人の特殊台帳及びオンライン記録では、昭和 42 年 4 月から同年 9 月までの期間の保険料が未納で、同年 10 月から 43 年 3 月までの期間が納付済みと記載及び記録されているところ、D 市の国民年金被保険者名簿では、42 年 4 月から同年 9 月までの期間が納付済みで、同年 10 月から 43 年 3 月までの期間が未納と記載されており、行政機関側の記録管理に齟齬^{そご}が見られる。

加えて、申立人は国民年金保険料を納付するために自ら加入したと考えられ、国民年金に加入した時期から納付できる申立期間の保険料が納付されていないのは不自然である。

このほか、申立人は、申立期間以降に国民年金保険料の未納は無く、約 33 年間にわたって納付済みであるなど、保険料の納付意識は高かったものと考えられ、申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

総務大臣から平成 23 年 6 月 7 日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同日後に新たな事実が判明したことから、申立期間のうち 7 年 12 月 31 日から 8 年 2 月 21 日までの期間については、当該あっせんによらず、厚生年金保険法の規定に基づき、申立人の A 事業所における資格喪失日を同年 2 月 21 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 22 万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 5 月 21 日から 8 年 2 月 21 日まで
申立期間は A 事業所に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が平成 7 年 12 月 31 日になっている。8 年 2 月 20 日まで勤務していたので、資格喪失日を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者資格に係る記録については、申立期間のうち平成 7 年 12 月 31 日から 8 年 2 月 21 日までの期間について雇用保険の被保険者記録等により、A 事業所に継続して勤務していることが確認できる上、給料支払明細書から当該期間に係る厚生年金保険料の控除が確認できること、及び事業主は、当該期間に係る保険料納付義務を履行していないと認められることから、既に当委員会で決定したあっせん案の報告に基づき、23 年 6 月 7 日付けで、総務大臣から年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。

しかしながら、当該あっせん後に、同一事業所に係る別の申立てにおける調査の中で、申立人の平成 7 年 12 月 31 日付けの資格喪失処理が、A 事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 7 年 12 月 31 日）より後の 8 年 4 月 25 日に遡って処理されていることが判明した。

また、法人登記簿によれば、A 事業所は、昭和 20 年 11 月 * 日に設立され、平成 19 年 2 月 * 日に解散しており、申立期間当時は法人であり、か

つ、申立人の雇用保険の被保険者記録による離職日は、8年2月20日であることが確認できることから、7年12月31日において当該事業所が厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の資格喪失日は、雇用保険の被保険者記録から、平成8年2月21日であると認められる。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た記録から、22万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人のA株式会社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、平成8年7月1日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成8年6月の標準報酬月額については、30万円とすることが妥当である。

また、申立期間②について、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Bにおける資格取得日に係る記録を平成8年7月1日とし、当該期間の標準報酬月額の記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年6月30日から同年7月1日まで
② 平成8年7月1日から同年9月11日まで

申立期間①及び②に、A株式会社及び株式会社Bに勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①及び②の給与から保険料が控除されていたと思うので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の記録及び同僚の供述により、申立人が、当該期間において、A株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、A株式会社は、平成8年6月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされているが、同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者の中には、同年7月1日に資格を喪失した旨の記録を同年6月30日に遡って訂正されている

者がおり、かつ、当該訂正処理前の記録から、同日において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である同年7月1日と認められる。

また、平成8年6月の標準報酬月額については、同年5月のオンライン記録から、30万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②について、雇用保険の記録、同僚から提出された給与支払明細書、源泉徴収票、複数の同僚の供述、及び申立期間当時、給与支払に関与していた役員の供述により、申立人は、当該期間において株式会社Bに継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、上記複数の同僚の給与明細書、及び源泉徴収票から、申立期間②においてもA株式会社における資格喪失時の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人の同社における資格喪失時の記録から、30万円とすることが妥当である。

一方、適用事業所名簿によると、株式会社Bは、平成8年9月11日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間②において適用事業所となっていないが、商業登記簿謄本によれば、同社は同年6月*日に会社設立の登記がされていることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間②において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人のA株式会社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、平成8年7月1日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成8年6月の標準報酬月額については、20万円とすることが妥当である。

また、申立期間②について、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Bにおける資格取得日に係る記録を平成8年7月1日とし、当該期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年6月30日から同年7月1日まで
② 平成8年7月1日から同年9月11日まで

申立期間①及び②に、A株式会社及び株式会社Bに勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。平成8年8月分給料支払明細書から厚生年金保険料が控除されていることもあり、申立期間①及び②に給与から保険料が控除されていたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の記録及び同僚の供述により、申立人が、当該期間において、A株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、A株式会社は、平成8年6月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされているが、同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者の中には、同年7月1

日に資格を喪失した旨の記録を同年6月30日に遡って訂正されている者があり、かつ、当該訂正処理前の記録から、同日において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である同年7月1日と認められる。

また、平成8年6月の標準報酬月額については、同年5月のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②について、雇用保険の記録、複数の同僚の供述、申立人提出の給料支払明細書、同僚が提出した源泉徴収票及び申立期間当時、給与支払に関与していた役員の供述により、申立人は、当該期間において株式会社Bに継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、複数の同僚の給料支払明細書等から確認できる厚生年金保険料の控除額が、当該期間において同額となっていることから、申立人が提出した平成8年8月分の給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料額から、20万円とすることが妥当である。

一方、適用事業所名簿によると、株式会社Bは、平成8年9月11日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間②において適用事業所となっていないが、商業登記簿謄本によれば、同社は同年6月*日に会社設立の登記がされていることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間②において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、標準賞与額に係る記録を申立期間①は34万3,000円、申立期間②は25万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月15日
② 平成18年12月15日

A株式会社から申立期間①及び②に賞与を支給され、厚生年金保険料も控除されているが、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給与支払明細書及び事業主提出の賞与台帳により、申立期間①は標準賞与額34万3,000円、申立期間②は標準賞与額25万2,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により申立人の賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は賞与支払の届出をせず、保険料についても納付していないことを認めている上、日本年金機構B事務センターは、「A株式会社の申立期間に係る賞与届・賞与総括票等関係資料の保管は確認できない。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立期間に係る標準賞与額の記録を8万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A株式会社勤務していたときに、育児休業を取得したが、その期間中の平成19年12月10日に会社から賞与が支給された。

この賞与について、賞与支払届の提出を会社が遅れたため、厚生年金保険の記録では、標準賞与額として記録されていないと聞いたので、年金の給付に反映される記録に訂正してもらうため、元同僚と一緒に会社を代理人として申立てをした。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された申立人に係る勤怠支給控除一覧表及び賞与支払届の写しにより、申立人は、平成19年12月10日に当該事業所から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、厚生年金保険法第81条の2及び関係法令により、被保険者が育児休業制度を利用する場合については、事業主の申出により、育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入する旨規定されているところ、オンライン記録及び同社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険育児休業等取得者確認通知書並びに同終了確認通知書の写しにより、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中の厚生年

金保険料の免除の申出を行ったことが確認できる上、申立人の育児休業期間中の保険料免除期間は平成19年6月から20年3月までであり、申立期間を含んでいることが確認できる。

さらに、上述の賞与支払届の写しにより、事業主は、申立てに係る賞与の届出を、当該賞与に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後となる平成23年9月13日に年金事務所に対して提出したことが確認できる。ところ、上述のとおり、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主により免除の申出があった場合には、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、事業主が社会保険事務所（当時）に対して、申立期間に申立人に支払った賞与額に係る届出を行っておらず、また、同法第75条本文の規定により、厚生年金保険料を徴収する権利が時効によって消滅した期間に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とすべきであるものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、上述の勤怠支給控除一覧表及び賞与支払届の写しにおいて確認できる賞与額から、8万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主は、申立人が昭和38年3月22日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人のA株式会社B工場（現在は、C株式会社）における資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、株式会社Dにおける申立人の被保険者記録のうち、申立期間②に係る資格喪失日（昭和45年10月1日）及び資格取得日（昭和45年12月28日）を取り消し、申立期間②の標準報酬月額に係る記録を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年3月22日から同年10月1日まで
② 昭和45年10月1日から同年12月28日まで

A株式会社B工場には、昭和38年3月に学校を卒業してすぐに入社したが、同社での厚生年金保険の記録は、同年10月1日からとなっているので調査してほしい。

また、株式会社Dが経営していたE施設には昭和45年4月2日から48年7月31日まで継続して勤務していたが、E施設でF業務をしていた期間のうち、45年10月1日から同年12月28日までの2か月間が同社での厚生年金保険の加入期間から抜けているのはおかしいので、調査して被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人のC株式会社に係る雇用保険記録による

と、資格取得日が昭和 38 年 3 月 22 日、離職日が 42 年 7 月 15 日であることが確認でき、申立期間を含めて同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録では、申立人の A 株式会社 B 工場における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、昭和 38 年 10 月 1 日と記録されているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（紙台帳）によると、申立人の被保険者資格取得日は、同年 3 月 22 日と記録されていることが確認できる。

さらに、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿によると、申立人の A 株式会社 B 工業に係る厚生年金保険手帳記号番号は、申立人が同社において昭和 38 年 3 月 22 日に被保険者資格を取得したことにより、同年 4 月 14 日に払い出された番号であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 38 年 3 月 22 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、1 万円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、申立人の株式会社 D に係る雇用保険被保険者記録によると、申立人は、申立期間を含む昭和 45 年 4 月 2 日から 48 年 7 月 31 日まで継続して同社に勤務していたことが認められる。

一方、株式会社 D から提出された申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書、同資格取得確認通知書、及び同社に係る認可指令書等によると、申立人は、昭和 45 年 10 月 1 日に被保険者資格を喪失後、同年 12 月 28 日に再度資格を取得しており、同年 10 月及び同年 11 月に厚生年金保険の被保険者とはされていない。

しかしながら、申立人と同じく株式会社 D の E 施設において F 業務をしていたと供述している同僚が保管していた給与明細書によると、当該同僚は、事業主により申立期間②に係る給与から厚生年金保険料を控除されていることが確認できるとともに、前述の被保険者資格喪失確認通知書、及び同資格取得確認通知書において、当該同僚も、申立人と同じ昭和 45 年 10 月 1 日に被保険者資格を喪失し、同年 12 月 28 日に被保険者資格を再度取得していることが確認できる。

また、株式会社 D から提出された昭和 45 年 9 月から 46 年 1 月までの残業明細表（給与計算一覧表）によると、申立期間当時に同社の E 施設部門に勤務していたことが確認できる同僚 11 人全員が記載されている上、上記同僚が保管していた給与明細書に記載されている賃金支給内容と一致しており、当該残業明細表に申立人の氏名、出勤状況、給与支給

内容も確認できることから、上記同僚と同様に申立人についても、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと推認できる。

さらに、適用事業所名簿によると、株式会社Dは、申立期間②も継続して厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の被保険者資格喪失時の標準報酬月額及び上記同僚の厚生年金保険料控除額から3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料を納付したか否か不明としているが、事業主が保存している申立期間②に係る被保険者資格喪失確認通知書及び同資格取得確認通知書によると、事業主は社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年10月及び同年11月の保険料の納入の告知を行っておらず、（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における資格取得日は、昭和20年5月1日、資格喪失日は同年9月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、30円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和19年6月から20年9月1日まで

A株式会社において、戦時中の昭和19年6月頃から終戦の20年8月まで勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していた当時、厚生年金保険に加入していたと思うので、上記期間を厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の学校の同窓生で、A株式会社に勤務していた元同僚B氏の供述から、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことが推認できる。

また、当該事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿（以下「名簿」という。）及び厚生年金保険被保険者台帳（以下「台帳」という。）には、申立人と同姓で名前の漢字及び生年月日の一部が相違し、基礎年金番号に統合されていない記録（名簿の記載は、昭和20年5月1日資格取得、同年9月1日資格喪失。台帳の記載は、20年5月1日資格取得、同年8月25日資格喪失。）が確認できる。

さらに、元同僚B氏に係る名簿及び台帳の被保険者記録において、申立人と同一の事業所名及び資格取得年月日が確認できることから、上記厚生年金保険被保険者記録は、申立人の記録であると判断することができる。

一方、当該事業所に係る申立人の被保険者資格喪失日が、名簿と台帳とで相違しているが、名簿において当該事業所の全喪日が昭和20年9月1

日と記載されていることが確認できる上、別の元同僚に係る台帳の記録は、当初同年8月25日と記載された資格喪失日を名簿と同日の同年9月1日に訂正されていること、及びオンライン記録により、当該事業所に勤務していた複数の被保険者の資格喪失日が、当該事業所の全喪日である同年9月1日であることが確認できることから、申立人の当該事業所における被保険者資格喪失日については、同年9月1日とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和20年5月1日に被保険者資格を取得し、同年9月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該事業所に係る名簿及び台帳の申立人の記録から、昭和20年5月から同年8月までは30円とすることが必要である。

一方、申立期間のうち、昭和19年6月から20年4月までの期間については、申立人の具体的な申述、及び元同僚B氏の供述から、申立人が当該事業所に学徒勤労働員されていたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所において申立人と同期間勤務していたと供述している元同僚B氏の厚生年金保険の被保険者資格の取得日は、申立人と同じ昭和20年5月1日となっており、同僚照会の回答では、当該申立期間における厚生年金保険の加入及び事業主による給与からの厚生年金保険料の控除について具体的な供述を得ることができなかった。

また、当該事業所は昭和24年12月*日に解散しており、当時の人事記録及び給与関係書類を確認できない上、当時の事業主及び役員の所在が不明であるため、当該申立期間における申立人の勤務実態、及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

このほか、申立期間のうち、上記期間について、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、上記期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額の記録を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から6年7月1日まで

当時勤務していた株式会社Aが適用事業所でなくなった平成6年7月より後の同年12月28日付けの訂正処理で、5年10月から6年6月までの標準報酬月額が、41万円から38万円に遡って引き下げられていることが、年金事務所からの問い合わせにより判明した。正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初41万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成6年7月16日）の後の平成6年12月28日付けで、5年10月1日に遡って38万円に減額訂正されていることが確認できる上、同僚6人についても同様の遡及訂正処理が確認できる。

また、事業主からは回答が得られないものの、複数の同僚は「経営不振で資金繰りに苦労していた。倒産した。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間①に係る標準報酬月額の記録を 53 万円に訂正することが必要である。
- 2 申立人の申立期間②に係る株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年4月1日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同日に訂正することが必要である。
なお、申立期間②の標準報酬月額については、53 万円とすることが妥当である。
- 3 申立人の申立期間③に係る株式会社Aにおける資格喪失日は、平成6年4月7日であると認められることから、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同日に訂正することが必要である。
なお、申立期間③の標準報酬月額については、53 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月1日から5年2月26日まで
② 平成5年2月26日から同年4月1日まで
③ 平成6年1月31日から同年4月7日まで

株式会社Aに勤務していた期間のうち、平成3年4月から5年2月までの標準報酬月額が、それ以前より大幅に低くなっている。また、同社には継続して勤務したにもかかわらず、同年2月26日から同年4月1日及び6年1月31日から同年4月7日まで厚生年金保険の加入記録に空白がある。調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、オンライン記録により、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、当時の厚生年金保険の上限

額である 53 万円と記録されていたところ、株式会社 A が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である平成 5 年 2 月 28 日から後の同年 5 月 7 日付けで、3 年 4 月 1 日に遡って 15 万円に減額訂正されていることが確認できる上、申立人のほか当該事業所の代表取締役を含む 16 人が、同日付けで標準報酬月額を遡って減額訂正されていることが確認できる。

また、当該事業所の商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間①、②及び③において当該事業所の役員であったことが確認できるが、給与計算及び社会保険事務を担当していた経理部長は、「申立人は、B 業務担当の責任者だったが、役員とは名ばかりで、ワンマン社長が経営面を取り仕切っていた。当時、資金繰りが逼迫し滞納した保険料を清算するため標準報酬月額が高い人を数年遡って引き下げるよう社会保険事務所から話があるので、会社存続のため了解してほしい旨社長から説明があった。」旨の回答をしている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてこのような処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間①において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から 53 万円に訂正することが必要である。

2 申立期間②について、複数の同僚の供述により、申立人が申立期間②において、当該事業所に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録により、当該事業所は平成 5 年 2 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、その直後である同年 4 月 1 日に再度、厚生年金保険の適用事業所となっているが、その前後において当該事業所の事業主及び事業所所在地は同一であり、同年 2 月 26 日に資格喪失をした申立人を含む被保険者のほぼ全員が同年 4 月 1 日に被保険者資格を取得している上、商業登記簿謄本の記録においても解散の形跡は無いことが確認できることから、申立期間②において当該事業所は適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者記録により、申立人は、平成 5 年 2 月 26 日に資格喪失し、同年 4 月 1 日に資格取得していることが確認できるところ、その資格喪失の処理が、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日より後の同年 3 月 29 日付けで遡って処理されている上、その後の同年 4 月 6 日付けで、同年 4 月 1 日に資格取得した旨の不自然な事務処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成 5 年 2 月 26 日

に資格喪失した旨の処理及び当該事業所が適用事業所に該当しなくなったとする処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の当該事業所における資格喪失日は同年4月1日であると認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aに係る平成5年1月の標準報酬月額の記録（平成5年5月7日付けの訂正処理前の記録）から53万円とすることが妥当である。

- 3 申立期間③について、複数の同僚の供述により、申立人が申立期間③において、当該事業所に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録により、当該事業所は平成6年1月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、8年4月1日に再度、厚生年金保険の適用事業所となっているが、当該事業所の事業主及び管轄社会保険事務所は同一であり、申立人を含む6年1月31日に資格喪失をした被保険者16人のうち5人が8年4月1日に被保険者資格を取得している上、商業登記簿謄本の記録においても解散の形跡は無いことが確認できることから、申立期間③において当該事業所は適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者記録により、申立人は、当該事業所において平成6年1月31日に資格喪失した後、8年4月1日に資格取得していることが確認できることから、当該資格喪失処理が、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日より後の6年4月7日付けで遡って処理され、不自然な事務処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成6年1月31日に資格喪失した旨の処理及び当該事業所が適用事業所に該当しなくなったとする処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の当該事業所における資格喪失日は同年4月7日であると認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、株式会社Aに係る平成5年12月の標準報酬月額の記録から53万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年8月から8年9月までの期間に係る標準報酬月額記録については、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を5年8月から6年10月までは53万円、同年11月から8年9月までは59万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成8年12月から9年6月までの期間に係る標準報酬月額記録については、8年12月は59万円、9年1月から同年6月までは20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が平成8年12月から9年6月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月1日から9年7月30日まで
社会保険事務所（当時）から、ねんきん定期便が届いて平成5年8月から9年6月までの期間の標準報酬月額が11万円となっていることを知った。当時の給与と比べて標準報酬月額が低いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録により、申立人のA株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、申立期間のうち、平成5年8月から8年9月までについては、当初、5年8月から6年10月までは53万円（上限額）、6年11月から8年9月までは59万円（上限額）と記録されていたところ、同年8月6日付けで、5年8月1日に遡って11万円に引き下げられているとともに、申立人のほか事業主についても同様の遡及訂正処理が確認できる。

また、申立人は、「B業務と総務の手伝いをしていた。給与計算はしていたが、ある社員が入社してからはやっていない。」と主張しているところ、事業主は、「申立人に経理や社会保険に対する決定権限は無かった。」と回答している上、閉鎖登記簿謄本により、申立人は役員ではなかったことが確認できる。

さらに、事業主は、「資金繰りに苦労はしても、経営不振ではなかった。」と回答しているところ、複数の同僚が、「経営状態は悪かった。」と供述している上、別の同僚は、「会社が倒産する1年か2年くらい前に、社会保険事務所の職員が保険料の督促で会社に来た覚えがある。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間のうち、平成5年8月から8年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出た、5年8月から6年10月までは53万円（上限額）、同年11月から8年9月までは59万円（上限額）に訂正することが必要である。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成8年10月1日）で11万円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとはいえない。

2 申立期間のうち、平成8年10月から9年6月までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、事業主が保険料控除の方法については、「当月控除だった。」と回答していることから、当該期間のうち、平成8年12月から9年6月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人及び事業主から提出された賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、8年12月は59万円（上限額）、9年1月から同年6月までは20万円に訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「平成8年の算定基礎届を申立人に支給した実際の給与額に見合う報酬月額での届出及び保険料の納付を行ったか分からない。」と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が

見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 3 一方、平成8年10月及び同年11月については、賃金台帳により、申立人は、オンライン記録上の標準報酬月額よりも高い報酬を受けていたことが確認できるものの、同台帳に記載されている厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より低額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における被保険者資格喪失日に係る記録を昭和35年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月31日から同年11月1日まで

A株式会社（現在は、B株式会社）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。ちょうどその頃、C本社からD所に転勤したが、同一会社内での異動であり、記録が抜けているのはおかしい。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B株式会社から提出された人事記録及び同僚の供述から、申立人は、申立期間も含めてA株式会社に継続して勤務し（A株式会社C本社から同社D所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人は、昭和35年10月1日付けで異動命令を受けた後に、A株式会社D所に着任したと供述していることから、当該事業所が申立人の資格取得を届け出た同年11月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社に係る事業所別被保険者名簿被保険者資格喪失時（昭和35年10月31日）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の関係資料を保管していないことから不明としているが、事業主が被保険者資格喪失日を昭和 35 年 11 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 10 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同年 10 月 31 日を被保険者資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 10 月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、平成12年11月、13年2月、同年4月及び同年6月から同年9月までは18万円に、15年6月は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年1月26日から21年9月1日まで

体調を崩し、健康保険組合に傷病手当金を請求したところ、A株式会社における標準報酬月額が誤っていることが分かった。会社に問い合わせたところ、報酬月額に通勤費は含めていないとのことであった。平成21年9月分以降については、会社から訂正届の提出が行われたが、入社時からの標準報酬月額も正しいものに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間の標準報酬月額については、事業主から提出された賃金台帳及び申立人から提出された給与明細書（一部の期間）において確認できる厚生年金保険料控除額及び給与支払額から、申立期間のうち平成12年11月、13年2月、同年4月及び同年6月から同年9月までは18

万円に、15年6月は20万円に訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録と厚生年金基金加入員記録における標準報酬月額が一致しており、厚生年金基金及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同じ標準報酬月額を記録したとは考え難いことから、事業主が、賃金台帳において控除されていたと認められる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成12年2月から同年9月まで、13年10月から15年5月まで、同年7月から21年8月までは、控除された厚生年金保険料額に基づく標準報酬月額がオンライン記録における標準報酬月額と一致していること、12年1月は給与支払額及び厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額が、同年10月、同年12月、13年1月、同年3月及び同年5月は、給与支払額に基づく標準報酬月額がオンライン記録で確認できる標準報酬月額を上回らないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんを行わない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月1日から8年10月1日まで
厚生労働省の記録によると、申立期間に係る標準報酬月額が実際にもらっていた給料より低くなっている。

A株式会社からは何も説明を受けておらず、納得できないので、申立期間の標準報酬月額の記録を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成7年5月から同年12月までは50万円と記録されていたところ、8年1月25日付けで7年10月1日の定時決定の記録が取り消された上、同年5月に遡って22万円に引き下げられていることが確認できる。

また、A株式会社において平成7年5月までに被保険者資格を取得し、かつ、申立期間及びその一部の期間に被保険者記録がある申立人を除いた66人のうち65人のオンライン記録によると、いずれも申立人と同様に8年1月25日付けで、7年10月1日の定時決定の記録が取り消され、標準報酬月額が減額訂正されており、残りの1人は、同年5月26日付けの資格喪失の記録が、8年1月25日付けで取り消された上、7年5月1日の随時改定が行われていることが確認できる。

さらに、複数の同僚によると、申立人の職務について「総務」としているものの、社会保険について実態として権限があった同僚として申立人以外の同僚の名前を挙げており、遡及訂正の手続について申立人の関与があ

ったとは考え難い。

加えて、経理担当者とされている同僚は、当該事業所について社会保険料の滞納があったとしている。

また、申立人から提出された申立期間に係る給与明細書によると、遡って訂正される前の標準報酬月額に対応した厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成8年1月25日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものとは考え難く、社会保険事務所において、このような遡及により記録を訂正する合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た50万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月1日から5年3月31日まで
年金事務所からの連絡で、株式会社Aに勤務していた申立期間の標準報酬月額の金額が引き下げられていることを知ったので、申立てをする。調査をして、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成5年3月31日）より後の5年5月7日付けで、申立人を含む6人の標準報酬月額の記録が遡及して引き下げられており、申立人の標準報酬月額は、4年3月1日の被保険者資格取得時に遡及して8万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、照会に対し同僚の一人は、株式会社Aは、申立期間当時に社会保険料の滞納があったとしており、当該事業所の元取締役総務部長は、滞納があり、社会保険の脱退手続を行ったとしている。

さらに、株式会社Aの商業登記簿謄本により、申立人は取締役であったことが確認できるが、元取締役総務部長は、申立人は「社会保険手続に関わっていない。」と供述しており、ほかの従業員も申立人が社会保険の手続に関与していないと思うとしていることから、申立人は当該訂正処理に関与していなかったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間に係る標準賞与額の記録を25万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 14 日

株式会社Aから支給された申立期間の賞与の記録が無いが、賞与明細書により厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書から、申立人は、事業主により申立期間に係る賞与から賞与額26万円に相当する1万8,114円の厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる賞与額から25万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出ていることを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年10月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月から平成3年3月まで
申立期間当時、自分は学生だったが、父が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたため、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父は、「申立人が20歳となった昭和63年*月に、A市役所で、申立人に係る国民年金の加入手続を行い、保険料を納付した。」としているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成3年4月に払い出されたと推認され、申立期間当時は任意加入被保険者ではなく未加入だったと考えられる上、保険料の納付については、その父が銀行で納付したと主張する以外に具体的な供述を得られず、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月まで
結婚後の昭和 51 年 4 月から国民年金に加入しており、57 年 4 月から 61 年 3 月までの期間に被保険者資格喪失の届出をした覚えは無く、保険料の納付も行っていった。57 年 4 月から国民年金の記録が切れているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 4 月に国民年金被保険者資格喪失届を提出した記憶は無く、51 年 4 月の任意加入当初から 61 年 3 月まで、国民年金保険料を納付してきたと申述しているところ、申立人の申立期間に係る保険料納付に関する記憶は明確でなく、保険料納付についての状況が不明である。

また、A 市が保管していた申立人に係る国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所（当時）が保管していた特殊台帳のそれぞれの資格喪失年月日欄には、昭和 57 年 4 月 1 日と記載されていることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上国民年金保険料を納付できない期間であったと推認できる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年12月から55年3月まで

私は20歳の頃、年金に加入しなくてはいけないと言われたが、そのままにしてしまい、2年後又は3年後に私か両親がA市役所(当時)で国民年金の加入手続をした。加入した時に納付できる国民年金保険料は、何回かに分けて私が郵便局か銀行で納付し、その後は、納付書のとおり納付したと思う。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は自身か両親がA市役所(当時)で国民年金の加入手続をし、加入した時に納付できる保険料は、何回かに分けて申立人自身が郵便局か銀行で納付し、その後は、納付書のとおり納付したとしている。しかしながら、国民年金の加入手続をしたとする両親及び申立人は、加入手続に関する記憶は明確でないことから、加入状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者資格取得時期から昭和56年3月頃に払い出されたと推認され、当該記号番号が払い出された時点では、申立期間のうち48年12月から53年12月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、54年1月から55年3月までの期間は、遡って保険料を納付することが可能な期間である。しかしながら、申立人は、当該保険料を納付することが可能な期間に係る「納付書・領収証書」、「領収済通知書」及び「領収控」

(54年1月から同年9月までの期間及び同年10月から55年3月までの期間の2通)を所持しているものの、これらに領収印は無い上、申立人はこれら以外の納付書を受け取った覚えは無く、当該期間について保険料を

遡って納付したかどうかの記憶が明確でないことから、納付状況が不明である。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から56年3月まで

私の妻は50年4月頃に、A区役所で私の国民年金の加入手続を行い、同区に居住していた52年3月頃までの国民年金保険料は同区B地の郵便局で、C市に居住していた52年4月から56年3月までの保険料はD市の郵便局及びC市E地の郵便局で毎月納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が昭和50年4月頃にA区役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、52年3月頃までの国民年金保険料は同区B地の郵便局で、C市に転居後の52年4月から56年3月までの保険料はD市の郵便局及びC市E地の郵便局で毎月納付したとしている。しかしながら、その妻は、A区及びC市では年金手帳を受け取ったことが無いと申述している上、A区及びC市の申立期間当時の保険料徴収は3か月分ずつであったにもかかわらず、申立人は毎月納付していたとしていることから、申立人の主張は当時の取扱いと符合しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和56年9月頃に払い出されたと推認され、その時点からすると、申立期間のうち50年4月から54年6月までの期間は時効により保険料を納付できない期間であり、同年7月から56年3月までの期間は遡って保険料を納付する期間であるが、申立人は遡って保険料を納付した記憶は無いと申述している上、当委員会においてオンラインの氏

名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間は 72 か月と長期間であり、行政機関において、長期間にわたり国民年金の記録管理に誤りが続いたとは考え難い上、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から54年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から54年7月まで

私は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和52年4月以降、国民年金の加入手続を行っておらず、時期は忘れたが「これ以上保険料を納付しないと年金を受け取る資格を失ってしまう。」という通知が届いたので、2か月分又は3か月分の国民年金保険料をまとめて毎月納付した。申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和52年4月以降、国民年金の加入手続を行っておらず、時期は忘れたが「これ以上保険料を納付しないと年金を受け取る資格を失ってしまう。」という通知が届いたので、2か月分又は3か月分の国民年金保険料をまとめて毎月納付したとしている。しかしながら、申立人は、その通知が届いた時期やその通知に記載されてあったとする納付金額及び毎月納付したとする金額についての記憶が無く、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が所持する年金手帳（記号番号*）の「国民年金の記録」には、昭和51年5月2日に国民年金の被保険者資格を喪失し、その後54年8月22日に任意加入被保険者として国民年金の被保険者資格を取得したことが記載され、国民年金被保険者台帳（旧台帳）には、51年5月2日に国民年金の被保険者資格を喪失して以降、54年8月22日に任意加入するまでの間、国民年金に加入した旨の記載が無く、申立期間は未加入期間であり、制度上保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人には、国民年金手帳記号番号が「*」と「*」の二つ払い出されているが、先に払い出された「*」は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和 40 年 6 月から同年 8 月頃にかけて払い出されたと推認される。ところ、申立人は、その払出時期から 7 か月から 9 か月後の 41 年 3 月 1 日に厚生年金保険の被保険者となることにより国民年金の被保険者資格を喪失しており、これに伴い、当該手帳記号番号は使用されなくなり、その後、54 年 8 月に申立人が国民年金に任意加入した際に、二つ目の国民年金手帳記号番号「*」（当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から 54 年 8 月頃に払い出されたと推認される。）が払い出されたものと考えられ、この二つの国民年金手帳記号番号では、申立期間の国民年金保険料は納付できないと推認される上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年11月から55年3月までの期間、56年6月から57年2月までの期間及び57年3月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年11月から55年3月まで
② 昭和56年6月から57年2月まで
③ 昭和57年3月

申立期間①及び②について、私は、厚生年金保険と国民年金は別の制度であり、年金を受給するときには、両方から年金をもらえると思っていたので、会社員として厚生年金保険に加入した期間でもあったが、国民年金に加入し保険料を前納していた。

申立期間③について、1年分を前納していると思っていたが、その2年ほど後に追加の納付書が送られてきて、疑問に思いながら、保険料を納付した。前納の領収書と追加の1か月分の領収書と2枚保管している。

ところが、最近、報道などで年金の仕組みを知り、国民年金と厚生年金保険の保険料を重複して納付した場合は還付してもらえることを初めて知った。

しかしながら、年金事務所で確認したところ、申立期間①、②及び③について還付済みとなっている。申立期間①、②及び③について「国民年金保険料納付通知書兼領収書」を所持しており、自分は前記のように年金の知識が無かったので、還付請求することは無く、還付された記憶も無い。

申立期間①及び②について、厚生年金保険期間と重複納付した国民年金保険料が還付請求をしていないにもかかわらず還付済みとされていることに、申立期間③については、重複納付した国民年金保険料が還付請求していないにもかかわらず還付済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和 54 年度の国民年金保険料を同年 4 月 21 日に 3 万 8,640 円を前納しながら、同年 11 月から 55 年 3 月まで厚生年金保険に加入したため、前納した上記期間のうち申立期間①の保険料が重複納付となっているが、申立期間①の保険料が還付されていないとしている。

しかしながら、当該期間の還付について、当該期間は、申立人は厚生年金保険の被保険者期間であることから、納付した国民年金保険料は還付されるものであるところ、申立人の国民年金被保険者台帳（旧台帳）に申立人の国民年金手帳記号番号、住所、氏名及び生年月日が正確に記載されると共に「還付決定 54.11～55.3 まで ￥16350 円」及び「55.1」とそれぞれ記載されており、還付金額を含めてそれらの記載内容に不合理な点は見当たらない。

2 申立期間②及び③について、申立人は、昭和 56 年度の国民年金保険料として 5 万 2,700 円を同年 4 月 28 日に前納しながら、同年 6 月から 57 年 2 月まで厚生年金保険に加入したため、前納した上記期間のうち申立期間②の保険料が重複納付、申立期間③の保険料が前納した 2 年後に再納付して重複納付となっているが、申立期間②及び③の保険料が還付されていないとしている。

しかしながら、当該期間の還付について、申立人は昭和 56 年 6 月に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことから、前納した同年度の国民年金保険料のうち同年 6 月から 57 年 3 月までの分が還付されたものと考えられ、申立人の国民年金被保険者台帳（旧台帳）にも申立人の国民年金手帳記号番号、住所、氏名及び生年月日が正確に記載されるとともに「還付決定 56.6～57.3 44100 円（56.9.1）」と記載されており、還付金額を含めて不合理な点は見当たらない。

なお、申立期間③について、A 市保管の申立人の国民年金被保険者名簿により、申立人は、上記の 56 年 9 月 1 日の還付決定により、未納期間となっていたものを、59 年 4 月 25 日に過年度納付したことが確認できることから、申立人の記憶する「2 年後の再納付」は当該過年度納付のことと考えられる。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月から同年12月まで

私は、昭和50年7月に会社を退職した後、父がA市役所において国民年金の加入手続及び保険料の納付をしてくれた。

保険料納付について、年金事務所から、昭和53年9月に51年1月からの保険料が納付されていると説明を受けたが、その時点で、父が申立期間の保険料も遡って納付しているはずである。

申立期間の保険料が納付となっていないか、よく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年7月に会社を退職した後、その父が市役所において国民年金の加入手続及び保険料の納付をしてくれ、申立期間の保険料納付については、年金事務所から53年9月に51年1月からの保険料が遡って納付されていると説明を受けたが、その時点で、その父が申立期間の保険料も遡って納付しているはずであるとしている。しかしながら、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその父は、既に他界しており、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和53年4月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金被保険者台帳（旧台帳）によると、申立期間直後の昭和51年1月から53年3月までの国民年金保険料は、同年9月に

遡って納付された記録となっているところ、これは、前述のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される同年4月頃に発行された納付書において保険料を納付したもので、その時点では、申立期間となる50年7月から同年12月までの保険料の納付書は時効により発行できなかつたものであると推測される。

加えて、申立人が、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から48年3月まで

私は、20歳になった昭和41年*月にA市役所で国民年金の加入手続をし、保険料は未納が無いように納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になったときにA市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料は未納が無いように納付したとしているが、申立人からは具体的な証言が得られず、加入手続及び保険料の納付状況が明確ではないため、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和48年4月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち41年4月から45年12月までは、時効により保険料を納付できない期間であり、46年1月から48年3月までは、遡って納付できた期間であるが、上記のとおり申立人の保険料納付状況は不明である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査した結果でも申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間は、84か月と長期間である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から同年12月までの期間及び60年4月から平成元年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年10月から同年12月まで
② 昭和60年4月から平成元年3月まで

私は、昭和59年4月に大学院を卒業した後、国民年金保険料の納付を開始し未納とした覚えは無い。また、4年間も免除申請をした覚えも無い。

申立期間①の保険料が未納及び申立期間②が申請免除となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は昭和59年4月に大学院を卒業した後、国民年金保険料の納付を開始し未納とした覚えは無いとしているが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確ではなく、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和60年8月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①は遡って納付できる期間であるが、申立人の保険料納付に関する記憶が明確ではない上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、申立期間①直後の昭和60年1月から同年3月までの保険料が62年4月21日に遡って納付されたことが確認できるが、同年4月21日の時点では、申立期間①の保険料は時効により納付することができなかつたと考えられる。

申立期間②については、申立人は国民年金保険料の免除手続をした覚えは無いとしているが、上記のとおり、申立人の保険料納付に関する記憶が明確ではない上、オンライン記録及びA町の国民年金被保険者名簿によると、申立期間②は申請免除期間となっている。

また、同一の行政機関において、4年間にわたり国民年金の記録管理に誤りが続いたとは考え難い。

申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月、同年8月から37年2月までの期間、同年9月から40年3月までの期間及び42年12月から43年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月
② 昭和36年8月から37年2月まで
③ 昭和37年9月から40年3月まで
④ 昭和42年12月から43年3月まで

申立期間①、②及び③については、私は障害者ではないし生活保護を受けたことも無く、国民年金保険料が免除された覚えは無い。また、申立期間④についても、保険料を未納とした覚えは無い。

国民年金保険料はA町（現在は、B市C町）のD団体の集金により納付したはずであり、申立期間①から③までが法定免除及び申立期間④の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③については、申立人はA町のD団体の集金により国民年金保険料を納付したはずであり、法定免除期間となっていることに納得できないとしているが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確ではなく、これらの状況が不明である。

また、オンライン記録によると、昭和36年5月及び37年3月の厚生年金保険被保険者資格取得の記録が平成20年7月23日に追加統合されており、当該統合がされる前は、36年4月から40年3月までは全て法定免除期間であったと考えられる上、A町の国民年金保険料納入額通知書発行簿によると、当該期間の検認欄には全て「法免」のスタンプが押されており、同一の行政機関において、4年間にわたり国民年金の記録管理に誤りが続いたとは考え難い。

申立期間④については、申立人は国民年金保険料を未納とした覚えは無いとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 35 年 10 月頃に払い出されており、納付できる期間であるが、申立人の保険料納付に関する記憶が明確ではなく、保険料の納付状況が不明である。

申立人が、申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料等（家計簿、確定申告書）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立事案の口頭意見陳述においても、申立人の申立期間の保険料納付を裏付ける具体的な証言等を得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 4875（事案 2317 及び 3732 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 7 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 7 月から 52 年 3 月まで

私と妻は、昭和 36 年頃から A 町（現在は、B 市）で同居し、国民年金保険料は当初は実家の C 村（現在は、D 町）で父が納付していたが、その後はすぐに妻が A 町で二人分を納付していた。A 町の E 地区では F 団体が保険料を集金しており、一人でも未納者がいると奨励金がもらえなくなるので迷惑にならないようにしていたと妻は言っている。納付書が来るようになってからは、入籍が昭和 54 年 12 月だったので、それまでは自分の旧姓である G 姓と妻の H 姓の二つの納付書が来ていた。夫婦二人分を妻が納付してくれていたのに、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、同じ内容の申立てをこれまでに 2 回にわたり行っているところ、申立人の昭和 36 年 4 月から 43 年 6 月までの保険料は、C 村で納付された記録となっていることから、その妻の申述と符合しないこと、国民年金被保険者台帳（旧台帳）によると、44 年 4 月頃から 52 年 4 月頃までの期間について、行政側が申立人を国民年金の被保険者として管理できなかった可能性も考えられること、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことを主な理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 10 月 7 日付け及び 22 年 10 月 14 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、① B 市において、A 町への住定日が昭和 47 年 8 月 20 日から 37 年 8 月 20 日に職権修正されたこと、② 婚姻届の写しに「同居を始めたとき」が 36 年 1 月と記載されていること等を新たな資料として

申立てをしているが、上記資料①及び②から申立人がA町でその妻と同居を開始した時期が36年から37年頃であると推認できるものの、申立人が申立期間の保険料納付をしたことを裏付けるものとは認められない上、申立事案の口頭意見陳述においても、申立人の申立期間の保険料納付を裏付ける具体的な証言等を得ることはできなかった。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年11月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月から7年3月まで

申立期間当時、私は大学生で収入が無かったので、母が国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしてくれた。母は、国民年金加入時に未加入期間については遡って全額保険料納付をし、その後は定期的に納付したと言っている。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続及び国民年金保険料納付はその母が行ったとしているが、その母は、遡って納付した保険料額及び納付方法等の記憶が明確でなく、申立人は直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人が唯一交付を受けたとし、所持している年金手帳には国民年金の記号番号の記載が無い上、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険被保険者番号が付番されていることから、申立期間は、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入される以前は未加入期間であったと推認され、制度上は保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は申立期間直後にA株式会社（現在は、B株式会社）に入社しており、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したのであれば同社の「95年度個人別賃金台帳兼所得税源泉徴収簿」の年末調整「社保申告控除」欄に当該国民年金保険料が記載されるのが通常であると考えられるところ、同社から提出された当該資料の当該欄にはそれに対応する金額は記載されていない。

加えて、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、

申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 6867 (事案 2853 及び 5521 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 5 月 1 日から 23 年 3 月 1 日まで
昭和 20 年 11 月から 30 年 5 月まで、株式会社Aに継続して勤務していた。申立期間も同社で厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。
(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、株式会社Aの事業主の所在が不明で申立人の厚生年金保険の適用等について確認することができないこと、同僚からも申立人の申立期間の保険料控除等について供述を得ることができないこと、申立人が同社に勤務した期間に係る給料明細書 34 枚のうちには申立期間に係るものは確認できず、そのほかに申立人の給与から厚生年金保険料が事業主により控除されていた事実が確認できる資料が見当たらないなどのことから、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 4 月 8 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、再申立て (平成 22 年 8 月 16 日付け) において、申立人のB資料が新たな事情として提出されたところ、同資料に寄書きされたC株式会社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立期間当時、申立人が同社において厚生年金保険被保険者であった記録は見当たらない上、株式会社Aにおいて、申立期間の厚生年金保険料が事業主により申立人の給与から控除されていた事実が確認できる給与明細書などの資料は見当たらないなどのことから、既に当委員会の決定に基づく平成 23 年 6 月 1 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、昭和 22 年 7 月 10 日付けの株式会社Aの辞令が

新たな事情として提出されており、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる一方、今回新たに照会した同僚のうちの一人は、申立人が申立期間当時、同社の事業主の親族が行う別の事業に参加していた可能性があるとしている。

また、今回新たに照会した株式会社Aの複数の同僚からは、申立人の申立期間に係る保険料控除について供述を得ることができず、申立期間に係る保険料控除をうかがわせる資料も得られない。

さらに、昭和30年に株式会社Aが倒産した際の諸手続を行ったとしている同僚は、同社の労働者名簿及び賃金台帳等の資料は無いとしており、申立人の申立期間に係る保険料控除について確認することができない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、厚生年金保険被保険者記録の訂正は必要と認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 2 月から平成元年 7 月まで
② 平成元年 7 月 16 日から同年 8 月 1 日まで

申立期間①について、A株式会社にて在職中の厚生年金保険記録について、昭和 59 年 2 月から平成元年 7 月までの標準報酬月額が、事業主に給与から控除された実際の厚生年金保険料に比べて、年金記録の納付額が低く事実と相違している。

申立期間②について、当該会社は給与締め日が毎月 15 日で、離職日が平成元年 7 月 31 日であり、同年 7 月 16 日から同年 7 月 31 日までの厚生年金保険料が 8 月分給与から控除されているが年金記録が無い（1 か月不足）。

申立期間①及び②の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A株式会社に係る昭和 59 年 2 月から平成元年 7 月までの厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、申立人が記憶している給与支給額に見合う標準報酬月額より 3 等級ぐらい低く記録されているのはおかしいと主張している。

しかしながら、A株式会社が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の資格喪失時の標準報酬月額は 24 万円と記録されている上、申立人の雇用保険受給資格者証の記録でもほぼ同額であることが確認でき、オンライン記録とも一致している。

また、A株式会社に同時期に勤務していた同僚6人に照会し4人から回答があり、いずれもが「当時、会社の経営は順調であり、自分の標準報酬月額は正しいと考える。」としており、そのうちの社会保険事務担当者は「当時、社会保険の標準報酬月額の決定について特に問題はなかった。賃金台帳等の記録は残っていないものの、申立人の年金記録は正しいと考える。」と回答している。

さらに、A株式会社は、「当時の賃金台帳等の資料は廃棄処分しており、申立人の資格喪失時の標準報酬月額以外の記録は無く、そのほかの期間の標準報酬月額は不明である。」と回答している。

加えて、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録は、当時勤務していた被保険者について標準報酬月額の記載内容に不備は無く、標準報酬月額の訂正が行われた形跡は見当たらない上、申立てに係る標準報酬月額を確認できる給与明細書等の資料も無く、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は昭和59年2月1日から平成元年7月31日まで勤務したが、給与締め日が毎月15日であり、同年7月16日から同年7月31日までの厚生年金保険料が、同年8月分給与から控除されているが1か月分の年金記録が不足していると申立てしているところ、A株式会社及び当時の社会保険事務担当者は、「社会保険料控除は翌月控除であり、元年8月分給与からの厚生年金保険料控除額は同年7月分保険料である。」と回答している。

なお、オンライン記録によると、申立人のA株式会社に係る被保険者期間は、資格取得日が昭和59年2月1日で資格喪失日が平成元年8月1日と記録されており、申立期間②を含めた全勤務期間（66か月間）は被保険者期間となっていることが確認できる。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、厚生年金保険被保険者記録の訂正は必要と認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 6 月 1 日から 54 年 10 月 21 日まで
A株式会社で、申立期間に働いていたが、この間の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務実態について、同僚の一人は、期間の特定はできないものの勤務していたと思うと供述しているが、申立人のA株式会社における雇用保険の被保険者記録が無い上、同社の事業主は申立期間に係る関連資料は保存していないが、申立人は申立期間には勤務していないとしている。

また、申立人は、申立期間に給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと供述している上、申立期間において国民健康保険に加入していることが確認できる。

さらに、事業主により給与から保険料が控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 7 月 1 日から 16 年 9 月 1 日まで
株式会社Aの代表取締役として勤務していた期間のうち、平成 14 年 7 月 1 日から 16 年 9 月 1 日までの標準報酬月額 47 万円が、9 万 8,000 円に引き下げられている。標準報酬月額を訂正前の記録に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、平成 14 年 7 月から 16 年 8 月までの期間は 47 万円と記録されていたところ、15 年 11 月 10 日付けで、14 年 7 月、同年 9 月及び 15 年 9 月届出の標準報酬月額が遡及訂正され、当時の最低額である 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録により、申立人は申立期間において株式会社Aの事業主であること、及び商業登記簿謄本により、同社の代表取締役であることが確認できる。

また、申立人は申立期間の状況について、「会社の経営状態が厳しいため社会保険料の滞納が発生し、分割納付について社会保険事務所（当時）に相談したところ、事業主の標準報酬月額を過去に遡って引き下げるよう勧められ、同意の上、標準報酬月額を最低額に引き下げる月額変更届を提出した。」と供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該事業所の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら当該標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは、信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 4 月から 4 年 4 月 11 日まで

A株式会社（現在は、B株式会社）に勤務した期間について、最初は正社員の意識は無く、非正規社員であったが、平成 3 年 4 月の結婚後は正社員に登用されたはずなのに、日本年金機構の記録では、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。調査の上、申立期間についても厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社総務部は、申立人に係る労働者名簿、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書、同資格喪失確認通知書（写し）を提出し、「申立人の被保険者記録は、社会保険事務所（当時）の被保険者記録と同様で、申立期間については、臨時雇用であり、勤務実態はあるものの申立てどおりの届出を行っていない上、保険料も控除していない。」と回答している。

また、A株式会社が加入していたC基金は、申立人に係る厚生年金基金加入員番号払出簿（写し）を提出し、「申立人の加入員記録は、社会保険事務所の被保険者記録と同様である。」と回答している。

さらに、当時の同僚 12 人に照会したところ 2 人から回答があり、このうち 1 人の同僚は、「申立人のことをよく覚えており、申立期間の勤務実態はあるものの、自分と同様で正社員になる以前は契約社員（アルバイト）であり、保険料控除はされていない。」とし、ほかの 1 人も、「申立人のことは記憶に無いが、自分も最初の頃は現場勤務のアルバイトであり、社会保険に加入せず、その後、正社員になってから加入した。」と回答している。

加えて、申立人は申立期間において雇用保険の加入記録は無く、また、当該事業所での資格取得時の健康保険証は、平成4年4月16日付けで交付されており、被扶養者としてその妻の記載も確認できる上、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

株式会社Aに平成 9 年 8 月 1 日に入社したが、厚生年金保険の被保険者資格取得は同年 9 月 1 日になっている。雇用保険の離職票によると、資格取得は同年 8 月 1 日になっているので在籍していたことは間違いはない。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、株式会社Aに平成 9 年 8 月 1 日から継続して勤務していることが確認できるが、事業主は、「当時の資料が無いため申立期間に係る保険料控除については不明であるが、当時の担当者が入社翌月 1 日付けで資格取得の手続を行ったのではないかと思われる。」と回答している。

また、申立期間当時、給与計算及び社会保険事務の手続を担当していた同僚は、「一人で手続していたため忙しく、なかなか社会保険事務所（当時）に行けなかった。まとめて一緒に厚生年金保険の届出をしたが、厚生年金保険に加入する前は給与から保険料は控除していない。」と供述している。

さらに、別の同僚は、「私は、平成 9 年 6 月に入社したが、担当者から厚生年金保険の加入は 7 月からと聞いた記憶がある。それで 6 月分の国民年金保険料を納付した。」と供述している。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 2 年 8 月 1 日から同年 10 月 8 日まで
② 平成 2 年 11 月 11 日から 3 年 1 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。申立期間①は、A株式会社（現在は、株式会社Bが事業を継承）に、申立期間②は、株式会社Cに勤務していたと記憶している。無職であった期間は無いので、両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、A株式会社に、平成 2 年 10 月 8 日まで勤務していたと主張しているものの、オンライン記録（平成 2 年 8 月 1 日資格喪失）と雇用保険被保険者記録（平成 2 年 7 月 31 日離職）は一致している。

また、当該事業所の事業を継承している株式会社Bから提出された社員データにおいて、当該事業所における申立人の退職日は平成 2 年 7 月 31 日であることが確認できる。

さらに、オンライン記録により、同時期に厚生年金保険被保険者の資格喪失が確認できる同僚 9 人に照会したところ、そのうちの 2 人は、「申立人には記憶が無い。自分の被保険者期間は勤務期間と一致している。」と供述している。

2 申立期間②については、雇用保険被保険者記録により、申立人が、申立期間の一部（平成 2 年 11 月 11 日から同年同月 19 日まで）について株式会社Cに勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所は平成7年1月31日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主は、「申立人の勤務状況、厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している。

また、申立人が提出した当該事業所発行の平成2年分給与所得の源泉徴収票から確認できる社会保険料等の控除額は、当該事業所における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者期間（平成2年10月8日から同年11月11日まで）の社会保険料（厚生年金基金掛金額及び雇用保険料を含む。）にほぼ一致する上、その後に勤務したD株式会社E支店発行の同年の給与所得の源泉徴収票により、申立人は、D株式会社には平成2年11月19日に就職し、当該事業所における同年分の社会保険料は控除されていないことが確認できる。

さらに、株式会社Cにおける申立人に係るF基金の加入員記録は、オンライン記録と一致している。

加えて、オンライン記録により、ほぼ同時期に株式会社Cにおける被保険者資格の喪失が確認できる者4人に対し申立内容に係る事項について照会したが、回答を得ることができなかった。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 2 月 20 日から 63 年 3 月 29 日まで
私はA株式会社を昭和 60 年 2 月に解雇になった。その後、労使交渉を経て、B労働委員会のあっせんにより、労使協定締結日の 63 年 3 月 28 日に解雇が撤回され、同日に退職した。同日まで同社に在籍していた以上、厚生年金保険にも加入しているものと考えられるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A株式会社から解雇されたものの、その後、労使交渉を経てB労働委員会のあっせんにより、労使協定締結日の昭和 63 年 3 月 28 日に解雇が撤回され同日付けで退職となり、雇用保険の記録においても同日が離職日となっていることから雇用が継続していた以上、厚生年金保険も継続と考えるべきであると主張している。

また、C公共職業安定所の記録によれば、申立人の雇用保険の記録は、昭和 60 年 2 月 19 日付けの離職日が取り消され、D団体E支部F団体とA株式会社との労使協定書記載の退職日である 63 年 3 月 28 日に訂正されていることが確認できることから、同社では、申立人の従業員としての地位を同年 3 月 28 日までと認識していたことが推認できる。

しかしながら、当該協定書によると、「申立人の解雇意思表示の日（昭和 60 年 2 月 19 日）以来本日（労使協定の日付である 63 年 3 月 28 日）までのバックペイを会社に対し請求しない。」こととし、「会社は団体に対し解決金を支払う。」とされているものの、当該解決金の内訳について、G団体及び申立人も資料等を保管しておらず、解決金からの厚生年金保険料控除について確認することができない上、A株式会社及びG団体は「申

立期間についての厚生年金保険の保険料控除及び納付については不明。」と供述していることから、申立人が得た解決金から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

また、A株式会社が提出した申立人の退職者整理票によれば、退職金の算定においては、20年2か月の在籍期間のうち、「3ヶ年の適用除外」により、算定期間が17年2か月となっていることから、申立期間は算定期間となっていなかったことが確認できる上、同社が保管する健康保険被保険者台帳の記録も、資格喪失月日は昭和60年2月19日と記載されており、当該記録に訂正された形跡は見当たらない。

さらに、A株式会社が加入していたH基金の申立人の加入員記録は、オンライン記録における厚生年金保険被保険者記録と一致しており、申立期間に係る同基金の加入員記録は無い。

このほか、A株式会社は、申立期間に係る厚生年金保険料控除等に関する資料は保管しておらず、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与又は解決金から控除されていたことを確認できる支払明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人は、A株式会社における厚生年金保険の資格喪失取消しに係る事務手続が適切ではなかったと主張しているものの、年金記録確認第三者委員会は、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたかを踏まえ、年金記録の訂正の可否を判断する機関であり、当時の厚生年金保険の手続の可否を判断することはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 6 月 27 日から 47 年 3 月 21 日まで
A 株式会社に昭和 45 年 2 月 1 日から 48 年 12 月 1 日まで継続して勤務していたのに、厚生労働省の記録によると、申立期間について被保険者記録が無い。
確かに勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、A 株式会社が保管している申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における申立人の資格喪失日は、昭和 45 年 6 月 27 日となっており、オンライン記録と一致している上、同社は、申立人は申立期間には勤務していなかったため、厚生年金保険料も控除していなかったと回答している。

また、同資格喪失確認通知書によると、備考欄の退職に印が付けられており、資格喪失に係る届出の際に健康保険証も回収されていることが確認できる上、被保険者資格を昭和 45 年 2 月 1 日に取得し、同年 6 月 27 日に喪失した被保険者期間に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票における健康保険証の証返納年月日は、当該資格喪失確認通知書における社会保険事務所（当時）の確認日である同年 6 月 30 日となっており、一連の事務手続に不自然な点は見当たらない。

さらに、A 株式会社が保管している申立人に係る 2 回目の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書における申立人の資格取得日は、昭和 47 年 3 月 21 日となっており、オンライン記録と一致している。

加えて、A株式会社における申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票は、別々の厚生年金保険被保険者手帳記号番号で管理されていた上、両原票における申立人の被保険者資格の取得及び喪失日は、オンライン記録と一致している。

また、申立期間に係る申立人の雇用保険の記録は見当たらず、複数の同僚に照会したものの、申立人が申立期間において継続して勤務していた旨の供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月1日から38年4月1日まで
学校卒業後の昭和31年4月からA株式会社（B市）に就職し、39年12月に結婚退職するまで勤務した。

勤務先はC市内のD施設、毎年持ち回りのE員の勤務施設で、そのE員に指示を受けながら、物品の配布や各D施設に出張しての書籍の販売などを業務としていた。勤務先に同僚はおらず、月に1回はB市の会社に出勤した。

厚生年金保険加入記録によると、昭和38年4月1日にA株式会社の被保険者になっているが、申立期間についても、給与から厚生年金保険料を控除されていたと記憶しているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は「C市のF施設、G施設、H施設で3年ずつくらい勤務したので、記録を訂正してほしい。」と申し立てているところ、「申立人がH施設で仕事をしていると聞いたことがある。」と供述するE員がいることから、申立人が同施設に勤務していたことはうかがえるもののその期間について特定はできず、誰が雇用主であったかについても確認することができない。

また、A株式会社は、I地のE員及びJ員を対象とした物品の販売を行っていたK団体から、J員対象の物品のみを扱うため、昭和31年に会社設立され、32年3月1日に厚生年金保険適用事業所となったが、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、38年4月1日に被保険者となった記録はあるが、申立期間に被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は無く、欠番も無い。

さらに、K団体の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても昭和31年4月1日から46年3月1日までに資格取得した者の中に申立人の氏名は無く、欠番も無い。

加えて、昭和33年5月から16年間ほどA株式会社の総務担当者だった者は、「当時は各D施設にK団体担当のE員がおり、J員用品も担当していた。また、各市にK団体の支部があり、支部長、理事長がまとめ役をしていた。支部は出張所を兼ねており、L店などの業者が請け負うこともあり、業者がいない支部は理事の在籍するD施設が出張所となり、その事務を扱う者を雇っていたようだ。」としているものの、「申立人の氏名は記憶に無い。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。